

# 五宝町下組地区まちづくり協定

まちづくり計画の名称	五宝町下組地区 まちづくり計画
まちづくり計画の対象となる区域	金沢市笠市町及び瓢箪町の各一部
まちづくり計画の対象となる区域の面積	約 1.0ha
まちづくりの目標	<p>本地区は、本願寺派金沢別院の門前町として生まれた五宝町の一部である。また、地区内には五宝町の名前の由来ともいわれる五坊のうち西勝寺と西源寺があり、これらを含めて地域コミュニティを大切にした住宅地が形成されている。</p> <p>今後も、落ち着いた住環境を守り、子供からお年寄りまでが安心して暮らせるまちづくりを目標とする。</p>
まちづくりの方針	<p>まちづくりの目標の実現に向けて以下をまちづくりの方針とする。</p> <p>(1) 静かで落ち着いたあるまちづくり</p> <p>(2) 住民同士が助け合いコミュニティを大切にすまちづくり</p>
建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物等を建築してはならない。用途を変更する場合も、同様とする。</p> <p>(1) 畜舎</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第7項各号（無店舗型性風俗特殊営業）、第8項（映像送信型性風俗特殊営業）、第10項（無店舗型電話異性紹介営業）及び第13項各号（接客業務受託営業）に掲げる営業の用に供するもの</p>
	<p>新たに土地又は建築物等を利用し、又は活用しようとする者（従前の用途を変更する者を含む。）は、事前に五宝町下組町会（以下「町会」という。）と協議しなければならない。</p>
	<p>(1) 建築物を旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項（簡易宿所営業）に掲げる営業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境保全に努める。ただし、令和元年12月23日（協定締結日）以前から営業している場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 建築物を住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項（住宅宿泊事業）に掲げる事業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境保全に努める。</p>

	<p>そ の 他</p>	<p>(3) 店舗及び飲食店では、夜間（午後10時から午前6時までの時間をいう。）における営業を行わないよう努める。</p> <p>(4) 夜間に管理人が常駐しない事業所においては、夜間の連絡先を町会へ通知する。</p> <p>(5) たばこ及びゴミのぽい捨て並びに長時間に渡る路上駐車をしないよう努める。</p> <p>(6) 悪臭、騒音等による生活環境の悪化防止に努める。また、苦情があったときは、誠意をもって対応する。</p> <p>(7) 空き地、空き家等の所有者及び管理者は、管理を徹底するなど出火の防止、防犯等の地域安全及び環境保全の対策を講ずるよう努める。</p> <p>(8) 冬期間の道路除雪は、事業者も含め相互に協力し、地域が主体となって取り組むよう努める。</p> <p>(9) 地域において実施される地域活動、地区保存活動等に積極的に参加し、及び協力し、良好な近隣関係の醸成に努める。</p>
--	--------------	--

●このまちづくり計画に基づいて、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第 11 条第 1 項の規定により、令和元年 12 月 23 日に地区住民等と金沢市長とでまちづくり協定を締結しました。

●これらの基準とは別途に、「景観法」、「金沢市屋外広告物に関する条例」及び「金沢市における夜間景観の形成に関する条例」に基づく手続きが必要となる場合があります。